

被疑者写真の管理及び運用に関する訓令

(平成16年6月16日)

(栃木県警察本部訓令乙第23号)

改正 平20.12.22第30号、平21.12.1第17号

被疑者写真の管理及び運用に関する訓令（平成5年栃木県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）及び被疑者写真の管理及び運用に関する細則（平成2年警察庁訓令第6号。以下「細則」という。）に基づき実施する被疑者写真の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 被疑者写真の管理及び運用については、別に定めのある場合を除き、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この訓令における用語の意義は、規則及び細則で使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被疑者写真照会業務 被疑者写真の管理照会等の運用に関する業務をいう。
- (2) 捜査員等 職務上被疑者写真の活用が必要と認められる警察職員をいう。

(本部総括運用責任者等の指定)

第4条 警察本部に本部総括運用責任者を置き、刑事部鑑識課長をもって充てる。

2 本部総括運用責任者は、被疑者写真照会業務の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。

3 本部総括運用責任者は、警察本部における総括運用担当者を刑事部鑑識課課長補佐又は同相当職以上の職にある者の中から指定し、その任務を補佐させるものとする。

(本部運用責任者等の指定)

第5条 警察本部における被疑者写真照会業務を運用する所属に本部運用責任者を置くとともに、警察署に警察署運用責任者をそれぞれ置き、所属長をもって充てる。

2 本部運用責任者及び警察署運用責任者（以下「本部運用責任者等」という。）は、本部総括運用責任者の指導及び調整の下に、所属における被疑者写真照会業務の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。

3 本部運用責任者は、課長補佐又は同相当職以上の職にある者の中から、警察署運用責任者は、刑事課長（2課長制の警察署については刑事第1課長）の職にある者を所属における運用担当者としてそれぞれ指定し、その任務を補佐させるものとする。

4 本部運用責任者等は、被疑者写真照会業務を推進するために必要な範囲内で、所属における被疑者写真照会業務用端末装置（以下「端末装置」という。）の操作担当者を指

定するものとする。

5 操作担当者は、運用担当者の指示を受けて、設置された端末装置の適正な取扱いに努めるものとする。

（被疑者写真の撮影）

第6条 警察署運用責任者は、規則第2条に基づき被疑者写真を撮影するときは、被疑者鑑識資料処理簿（別記様式第1号）に記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

2 細則第1条の規定による撮影番号は、年次別の追番号とする。

3 眼鏡、かつら等により顔の特徴が変化する場合は、その変化した状態を更に撮影する。

（被疑者写真記録の作成）

第7条 本部総括運用責任者は、規則第2条に基づき被疑者写真記録を作成する者に、被疑者写真登録原票作成者コード（以下「原票作成者コード」という。）を付与するものとする。

2 原票作成者コードの付与を受けた警察署運用責任者は、被疑者写真登録原票作成者コード管理表（別記様式第2号）を作成して管理するものとする。

（被疑者写真記録の送信）

第8条 警察署運用責任者は、作成した被疑者写真記録を端末装置により本部総括運用責任者に送信するものとする。

2 本部総括運用責任者は、被疑者写真記録の送信を受けたときは、その内容を審査した後、速やかに警察庁刑事局犯罪鑑識官に送信するものとする。

3 既に送信した被疑者写真記録に関して、訂正、特徴追加又は削除をする必要が生じたときは、その都度、端末装置により被疑者写真訂正登録票、被疑者写真特徴追加登録票又は被疑者写真削除登録票の作成及び送信を行うものとする。

（被疑者写真の照会）

第9条 本部運用責任者等は、規則第6条に基づき被疑者写真照会を行う場合は、照会理由を明らかにしなければならない。

（被疑者写真記録の運用管理）

第10条 本部運用責任者等は、捜査上の必要性により被疑者写真記録の送信を受け、捜査員等に被疑者写真記録を交付したときは、その状況を被疑者写真管理簿（別記様式第3号）により管理するものとする。

2 被疑者写真記録の焼き増しは、必要最小限にとどめるものとする。

3 被疑者写真記録の身分事項の印字は、特に必要がある場合を除き、行わないものとする。

4 捜査員等は、交付を受けた被疑者写真記録が不要となったときは、速やかに交付を行った本部運用担当者及び警察署運用担当者の立ち会いの上、裁断、焼却するなど復元できない方法により確実に廃棄するものとする。

5 本部運用責任者等は、被疑者写真記録を廃棄したときは、被疑者写真廃棄簿（別記様式第4号）により、廃棄の年月日、廃棄方法等を明らかにしておくものとする。